

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

| 事業名 | 消費生活啓発事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-------------|--------------------------------------|---|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 消費者基本法 | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | | | | |
| | (6)消費者保護 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 全国的に高齢者等社会的弱者をねらった悪質商法等の消費者被害は後をたたない。南丹市内においても被害への相談があるのが現状。市民が被害に遭い相談を受けても、市担当者で対応できる事案が少なく、府などへ移送するケースが多い。 | | 平成21年度 予算現額 | | | 92 |
| | | | 平成22年度 | 広報媒体等による啓発 相談体制の充実 消費者学習の機会の提供 | 被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る | 92 |
| | | | 平成23年度 | 広報媒体等による啓発 相談体制の充実 消費者学習の機会の提供 | 被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る | 92 |
| | | | 平成24年度 | 広報媒体等による啓発 相談体制の充実 消費者学習の機会の提供 | 被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る | 92 |
| 具体的な実施内容 | 消費者被害の未然防止として、チラシ等による啓発を行うとともに、各支所において被害にあった場合の相談の受付・対応、消費生活安全センターなど専門の関係機関への連携を図る。 相談担当職員の対応能力向上のため研修に参加する。 出前講座(振興局・国民生活センターなど)の利用により消費者の知識向上を図る。 | | | | | |
| 事業の目的 | 消費者被害の未然防止、早期発見・早期救済を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 相談窓口や悪質商法等について啓発することで、未然防止につながる。 各支所に相談窓口を置くことで、身近な相談窓口として相談しやすい環境と振興局等との連携がとりやすい。 | | | | | |